

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 文化財課

会議の名称	平成 25 年度 第 2 回文化財審議委員会		
開催日時	平成 26 年 3 月 27 日（木） 10 時～11 時 30 分		
開催場所	市役所 6 階 602 会議室		
出席者	文化財審議委員 小平正八 浦野岳孝 会田進 名取陽 小池春夫 下倉孝繁 両角英晴 教育委員会 牛山英彦教育長 鵜飼幸雄課長 小林深志係長 小池岳史主査 塩澤恭輔主事		
欠席者			
公開・非公開の別	公開・非公開	傍聴者の数	0 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
鵜飼課長	1. 開 会 時間になりましたのでこれから開会したいと思います、会に先立ちまして、文化財審議委員会は公開ということになっていきますので、個人情報等の審議はありませんので公開とさせていただきますと思います。 なお、会議録につきましてもホームページを通じて公開となりますので、事務局を通じて内容等確認させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。 それでは最初に教育長さんからあいさつを申し上げます。		
牛山教育長	2. 教育長あいさつ 改めまして、みなさんおはようございます。お忙しい所をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。2月14、15日の大雪の雪がようやく溶け、特に南側は雪が消えて春が来たなと感じますが、そういう春が巡って来ているというこの渦中に、みなさま方ももうご存知の通り、仮面の女神が文化庁から文部科学大臣に国宝への指定が答申されたという、大変私たちといたしましては嬉しく、ありがたいニュースが伝えられました。このことも本日ここにお集まりのみなさま方の、これまでの御指導・御助言・御尽力によるものと私は特に思っております。そういう意味でもみなさま方にお礼を申し上げたいと思っております。 このことに関わりまして、お話をさせてもらいたと思いますが、私どもの茅野市にとりましては国宝が、土偶については今回の答申を合わせれば2つ、それに私も認識不足でいたのですが、尖石遺跡が国の特別史跡ということになっています。このこと自体も全国で3カ所の内の1つということでありまして、これも遺跡に関しましては国宝級と言われ、考えられているということを知ったわけです。そういうことを考えますと、我が人口5万6千の茅野市にとりましては、国宝というものが3つあるというようにも考えることができます。ですが、このこと自体、茅野市民の方々は3つもあるということは、あまり認識されていないんじゃないかと思った時に、この3つあるというような意味合いのことを、茅野市民のみなさ		

ま方が深く自覚していただくという意味合いを込めまして、この3つの国宝を所蔵するという事は、私ども関係する者にとりましては非常にある意味、責任も重いなど思っている次第であります。

その責任とも関係してきますが、私どもの柳平市長さんは数年前からよく言われていたことのひとつに、「今の私たちの生活はあまりにも便利すぎる、この便利さが人間を駄目にしていくということも考えられないか。そのところをどういう風に市民のみなさま方に気付いていただくかを、これからはしっかり考えていかないといけない。そのことを考えることは子供たちを育てることであり、その子供たちを育て、育むのは大人であり、大人のみなさま方に、こうしたことを根底として、言葉は良くありませんけれども『親教育』といったことも教育委員会の仕事として胸に置いてやってもらわないと困る」というような意味のことをおっしゃっています。確かに今の生活が便利、あるいは便利すぎるというそのこと自体も気付いていないと私なんかは深く思います。例えば、蛇口ひとつ捻れば水も熱いお湯も出る、スイッチひとつ押せば電気が消えたり点いたりする。このこと自体は私たちの生活の中ではごくごく当たり前であり、その当たり前さが便利であるということは今思っていない。こういうときに思いますのは、平成21年にイギリスの大英博物館での2つの土偶借用の際に、イギリスの日本藝術研究所副所長であられたサイモン・ケイナーさんと昼食の時間にいろいろなお話をさせていただきました。そのときに私の心に残っている内容として、とにかく今日の地球汚染の問題を解決するには日本の縄文文化に学ぶしか解決の糸口はないという意味のことをおっしゃられたことが未だに記憶に残っております。そのことと先程の柳平市長さんのあまりにも便利すぎる所をなんとかしないといけないという問題は、非常に共通している事柄だと改めて思った次第であります。

そういう意味で私どもが所有させていただいております、文化財というものの意味・価値を改めてもう一度受け止め直さなくてはいけないと思っ

て責任を感じていると思っ

て

いる

次第

で

あり

ます

。

よ

っ

て

本

日

も

大

き

く

は

2

つ

の

文

化

財

に

つ

き

ま

し

て

ご

審

議

を

い

た

だ

く

わ

け

で

ご

ざ

い

ま

す

け

れ

ど

、

こ

う

し

た

思

い

を

含

め

て

今

日

の

ご

審

議

を

よ

ろ

し

く

お

願

い

し

た

い

と

思

い

ま

す

。

お

忙

し

い

所

を

お

集

ま

り

い

た

だ

き

ま

し

て

、

心

か

ら

感

謝

、

御

礼

申

し

上

げ

ま

し

て

私

の

あ

い

さ

つ

と

さ

せ

て

い

た

だ

き

ま

す

。

ど

う

か

よ

ろ

し

く

お

願

い

し

ま

す

。

鵜飼課長

続きまして文化財審議委員長さんからあいさつをお願いします。

3. 委員長あいさつ

小平委員長

今年は稀に見る天候不順ということで、それぞれの場所で大変ご苦労されたと思われま

す。

昨

年

は

、

文

化

財

審

議

委

員

と

し

て

は

特

に

大

き

な

動

き

が

無

か

っ

た

わ

け

で

す

が

、

昨

年

の

秋

頃

に

槻

木

で

舞

台

を

使

っ

て

大

鹿

歌

舞

伎

が

行

わ

れ

ま

し

た

。

私

も

大

鹿

で

の

歌

舞

伎

は

春

と

秋

と

各

2

回

見

る

こ

と

が

で

き

ま

し

た

が

、

こ

ち

ら

で

の

舞

台

も

魅

入

ら

れ

る

よ

う

な

、

本

当

に

楽

し

い

舞

台

が

行

わ

れ

た

と

思

い

ま

す

。

そ

の

槻

木

を

始

め

と

し

て

2

点

の

現

状

変

更

の

申

請

が

今

回

大

き

な

協

議

事

項

に

な

る

よ

う

で

す

。

茅

野

市

の

文

化

財

が

市

民

の

み

な

さ

ま

に

広

く

知

れ

渡

っ

て

、

か

つ

、

活

用

さ

れ

る

よ

う

な

観

点

か

ら

、

協

議

事

項

を

慎

重

に

審

議

し

て

い

た

だ

け

たら

鵜飼課長	<p>ありがたいと思います。今日はよろしくお願ひします。</p> <p>それでは次第に移りまして4番以下委員長さんに勧めさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
小平委員長	<p>4. 報告事項（平成25年度文化財事業報告）</p> <p>4番の報告事項に入りますが、事務局の方から報告をお願いします。（小林係長より報告・説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国宝に指定答申された土偶について ・文化財課主要事業報告 <p>文化財の保護事業・普及事業・補助事業、文化財の現状変更について、埋蔵文化財の発掘調査、試掘範囲確認調査、史跡の管理・中ッ原縄文公園管理について</p>
小平委員長	<p>では、報告をしていただきました内容につきまして、みなさんの方からご質問等ございましたらお願ひしたいと思ひます。</p>
鵜飼課長	<p>ひとつだけ補足させていただきます。永明寺山古墳は学術調査ということで発掘をさせていただきました。石室、墳丘を復元して、現地に復元保存をさせていただきました。冬の12月末の工期でしたので、まだお披露目はできていませんけれど、丁度、ここから墳丘が見えますが、（永明寺山古墳を向きながら）右側のコンクリートで造成されたのが、墓地の分譲される区域です。その左に灰色っぽく見えているのが古墳です。今は芝の貼り付けを行っていますので灰色っぽく見えるわけですけど、あそこの区域も本来ならば、右側と同じように分譲される区域だったわけです。そこに今、丁度入口が南の方ですから真中の所にごくわずかですが見えます。復元はできていますので、公園墓地の方が桜の咲くころには竣工となると思ひますから、その頃に合わせて一般公開のオープニングセレモニーができればと思ひています。それが終わればどなたが行かれても、現場には説明板もつけてありますので、見学ができる内容になっています。補足の説明をさせていただきました。</p>
牛山教育長 鵜飼課長	<p>一般公開というのは石室のに入って見ることはできるような公開ですか。</p> <p>それは、もちろん石室はきちんと保存されるように手当てがありますが、一応鍵をかけて、一般の人は覗く程度で周りが見えるようにしています。ですので、特別に説明会等で求められれば、鍵を開けるなどしますが、通常は公園大橋のところにある王経塚と同じように石室の中には入れないような手配をしています。</p>
小平委員長	<p>今の話の永明寺山古墳ですが、発掘調査の結果、当時の生活の様子はどうか考えられますか。</p>
小林係長	<p>資料にも書かれていますが、刀が6本も出ており、最初、有力な豪族と想像していましたが、あそこの場所から茅野市の市街地を見ると市役所くらいを中心に、市民館くらいの範囲が見えます。また、尾根を挟んで矢穴古墳などありますが、そこから見える範囲も僅かな範囲です。なので、この辺を治めていた豪族のお墓であることは間違いないと思ひますが、自分たちの集落を見下ろせる範囲に築いたのではなかろうかと思ひますので、あの下には釜石古墳や一本樫古墳などありますが、今の言葉で言えば、</p>

小平委員長	<p>塚原区長さんくらいの首長・豪族ではないかと私個人的には思っています。矢穴古墳につきましては本町辺りの範囲を治める豪族なのかと思えます。それぞれの出土品も立派なものですから、その勢力はかなりあったと思います。時代はだいたい7世紀を考えています。</p> <p>みなさんにかご質問ありますか。</p> <p>(質問出されず)</p>
小平委員長	<p>それでは協議事項に移らせていただきます。</p>
小平委員長	<p>5. 協議事項</p> <p>(1) 槻木舞台の現状変更申請について説明をお願いします。</p> <p>(小林係長より報告・説明)</p> <p>平成25年5月1日付申請、8月6日付申請について</p>
小平委員長	<p>(建築専門の下倉委員に対して) なにか個人的な説明等を足していただけますか。</p>
下倉委員	<p>今お話しがあったように、土台直しと転び直しは一緒にしなければ、同じ工事で関連性がある。ということは壁工事については部分的なもので壁工事だけでいい。ただ、この壁工事は漆喰なのかその辺が、白壁というだけだからわからない。現在は漆喰塗りになっていると思います。その点が気になります。土塗り壁の下地に漆喰塗か下地モルタル塗漆喰塗が良いのか悪いのか別として、この文面には、見当たらない。その点だけ聞いてみてください。</p>
小林係長	<p>では、本来漆喰であろうからそういった風にしてほしいという指導をすることになります。</p>
小平委員長	<p>申請が5月と8月に分かれて出たわけですね。そこら辺の経過というのは。</p>
小林係長	<p>5月と8月の間にこの文化財審議会を開かせていただいて、みなさんと下倉委員さんからもこれ(5月申請分)をやる前にこれ(8月申請分)もやらないといけないんじゃないかという指導もあって、追加でこの(8月申請分)現状変更申請が出されたということになります。</p>
小平委員長	<p>今、説明があったように、転び直しと壁の工事と同時にやらないとということ、申請があったということ。</p>
下倉委員	<p>簡単に言うと、壁を直してから転びを直しては、直した壁に傷ができるので、一緒の方が良いと思います。</p>
会田委員	<p>今の壁ですが、内訳をみると、モルタル白壁となっているから、モルタルではないですか。</p>
下倉委員	<p>それが今言ったように、現在の壁は土塗り壁に漆喰を塗ってあると思います。そこに書かれてあるのはただ白壁と書いてあるので、漆喰だとは思いますが、専門用語で申し訳ないですが。</p>
会田委員	<p>今の時代なので、漆喰が大変だから、モルタルでやるってことなんでしょう。それとも、モルタルの方が…</p>
下倉委員	<p>モルタル塗の上に漆喰をかけるとは思いますが、この文面の中には「白壁」と書かれています。白壁は珪藻土もあるし、もっと簡単に白壁に塗れるものもあるので、多分、昔の建物なので漆喰だと思います。</p>

会田委員	これは、モルタル白壁となっているから、モルタルに白いものを塗るとかそういうのではないですか。
下倉委員	そうではないと思いますが、また専門的に言って申し訳ないが、屋根直し時の妻あき部分の壁の下地がラスモルタルだと思う。それに白漆喰を塗ると思うけれど、白壁という文面が昔の漆喰を使って仕上げるかということ。
会田委員	それでは、本当に薄く漆喰を塗るじゃないですか。そうではなくて、まさか刷毛で塗るとかではないですよ。
下倉委員	そうではないと思いますけれど、白壁という文面なので、白壁の中で白くなるだけで、今は漆喰という言葉にも種類がある。ただ、白壁なら他の手段もあるということです。昔の工法なら漆喰だと思うけれど。
会田委員	本当の漆喰を塗って昔流にちゃんとやっていたら、このお値段でできるんでしょうか。
下倉委員	妻のラスモルタル塗漆喰塗部分については、ちょっと無理じゃないかと。
小平委員長	ここに出ている3点の見積もり金額は、既に総務省のその事業の申請に使われている金額でしょうか。
小林係長	その金額です。
小平委員長	ここで話し合った内容によって、ちょっとこの点がということでの修正などがきく可能性はありますか。
小林係長	聞いてはみます。
小平委員長	ということで、専門の意見も出ました。どうせ直すことですので、みなさんのより良い考え等がございましたら。
会田委員	原則論を言ってもしょうがないが、とても本当の漆喰で塗ってなんていったら、ものすごいお金がかかるだろうし、県や国の指定だったら、現状に復しなさいだから、多分ちゃんと漆喰を塗らなければ許可にならないと思う。市の指定の場合には、ある程度やむを得ないということで、いいんですね。
鵜飼課長	いや、それはいいんですではなくて、言われたように指導します。
会田委員	それは予算的に無理ですよ。
鵜飼課長	だから言われたように指導するしかないと思うんです。そうじゃないと、向こうはお金の算段をしたりしないといけないと思うので、多分区会に上がって、いろいろなことがお話しされる…
会田委員	だから、それはそっちでなんとかしなさいじゃなくて、ある程度こちらでもって、本格的にしなくても一応、らしく白壁になればいいとでないと無理だと思います。
鵜飼課長	今言われたような、意見を付してお伝えはします。
会田委員	私も専門ではないが、委員さんそういうことでよろしいんですね。
下倉委員	審議会ということではなくて、個人的に言わせると、文化財前につくったものと同じというようなことが言われています。そうすると今、塗ってあるのは土塗り壁に漆喰を塗ってあるんですが、これを(申請書)見ると、妻壁部分がモルタル塗りに漆喰と解釈するのだけれど、見た目は同じになるが、その点だけ会田先生のおっしゃるようなことをとると良いのか、悪いのかは、金額との問題もあるので、判断はしにくいけれども、言葉の上で、技術的に言えば、そういうことかなということなんです。

小平委員長	文化財として認定された時点がありますね、平成7年。そして、今回約20年経って、現状変更の申請ということで、現状に復するというのを考えた時には、平成7年の時点に戻せばいいということがベストなのか、それより前の昔は土壁だったのだから、平成7年の文化財となった時点は土壁でしたかね。
下倉委員	いや、いいですか、言って。屋根を新しく直した時に、屋根を急勾配にして、棟部部分が上がって妻の三角の所が開いているんです。それを言っているんだと思うけれど、その屋根を直した時との問題は分かりませんが、開いているのは事実ですので、そこを塗るということになれば、今の工法なら、ラスモルタルで漆喰を塗るのが一番単純ではある。その下の壁は、昔のままなので土塗り壁に漆喰を塗ってある。というように見積金額の値段的には分かれていますので、その屋根を変えた時には文化財になっていたのか、その辺は。
鵜飼課長	多分屋根をかけたいという現状変更が出て、当時の文化財審議会で審議をして、許可をしていると思いますので、単独でやっているということはない。
会田委員	基本的に現状当時に服すというのは創建当時の姿を残すということだと思います。ただ、屋根に関しては国宝・重文であろうが一応、応急処理的な処置は認められています。それは、雨漏りをさせたら全部が駄目になってしまいますから。だけど、それがそれで良いというわけではなくて、あくまでも応急です。この場合は、解体修理するわけではないので、元の姿が無くても、ものが残っているじゃないですか。壁としても屋根としても。だから、あまりきついことは言わずに、修理することを今回心がけるなら、私はこれで許可していった方が良くと思います。いずれ、解体修理するというような時には、基本的に現状に服するようなきちとした修理をするということでどうでしょうか。いま、壁が壊されるわけではないし。そうでないとこれは進まないような気がします。
両角委員	すいません、この写真説明の中で既存土壁も白壁をはがして、穴を修復するとありますが、これ全部一回はがすという解釈ですか。いけない所だけなのか、その辺はどうなのでしょう。
会田委員	やっぱり、下地が凸凹していると表面の仕上げが上手くいかないの、一旦白い所を取るといことですか。
下倉委員	部分的に穴が開いているので、全ての穴を同じに見せるには白壁ではなくて漆喰だけれど、ああして（申請書のように）下地を直して塗るということだと思います。ただ、その場合に、これは下地にラスモルタルということではないと思う、仕上げは漆喰にすれば同じに見えるけれど、新しくやる、屋根の三角の部分はモルタルの上に漆喰を塗るということだと思います。なので、「白壁を」ということではなくて、「漆喰塗」という文面にして全部揃えてもらえば、昔の壁と同じに見えると思います。
小平委員長	今、この青空の写っている、外観の写真の説明で、開口部と既存土塀の部分がそれぞれありますが、それぞれに最後は白壁塗りという表現を…
下倉委員	「漆喰」という文面にしてもらった方が良くと思います。
小平委員長	素人ながら疑問に感じたりといったことはありませんか。
名取委員	この青空が写っている大きな現況の図ですが、矢印があって、上の方は

下倉委員	<p>開口部・下地作り・モルタルの白壁塗、これはわかります。下の部分は既存土壁の白壁はがして、穴補修して白壁塗とありますが、全部白いのをはがすということですか。穴のある部分のその近くの部分だけ壊すのかと、まるで素人なんですが、その穴の開いた部分の枠の中をやるのか、ただ漆喰の表面を全部かけ直してということになると、ちぐはぐは無くなりますね。ただ下の部分がどういう工法になるのかということがわからないので。</p> <p>見積書をみれば、62坪ということで、全部白壁に塗り直すつもりだと思います。仕上げをです。10坪部分がラスモルタル下地になっていて、妻壁の三角に開いた部分は土塗り壁でなくて、表面は漆喰だと思いますが、同じ仕上げをするということだと思います。単価の問題は別として、面積から見るとそういう理解ができると思います。完成後外部から見ると白壁に塗り直したという印象になると思います。</p>
会田委員	<p>細かいことですが、穴の開いた所、普通壁だったら芯を入れて塗るじゃないですか。モルタルだったら、極端な話、板でも貼って塗るんですか。</p>
下倉委員	<p>三角に開いている部分については、木下地にラスアミを張ってモルタルを塗って白壁で仕上げるが、今穴の開いている部分は多分、土塗り壁なので、土塗りで補修して、白壁を塗るということだと思います。</p>
会田委員	<p>その白壁も全部はがしてというのは全部はがすのですか。</p>
下倉委員	<p>そうです。上塗の部分だけで。白壁の一番外の薄い部分、例えば漆喰と言うけれど、それだけ取って、穴が開いているのは土壁なので、そこを埋めて、白壁を全部塗る。</p>
会田委員	<p>これ（申請書写真）を見るととても白くなっていますけれど、これは全部直さないと駄目なんですか。</p>
下倉委員	<p>結局、部分補修するとその色だけが違うし、またその繋ぎ目の痕ではがれる可能性もある。部分的な一枚を補修するという前提でなければ、補修の意味がない。</p>
会田委員	<p>この写真の見える、部分全部を塗るという…</p>
下倉委員	<p>全部を塗るという面積になっていると思います。</p>
両角委員	<p>東西南北四面とありますので全面ですね。</p>
下倉委員	<p>全面が白壁になるということです。</p>
名取委員	<p>漆喰の部分だけをはがすわけですね。それから、漆喰を塗るということですね。</p>
会田委員	<p>四面でも62坪ばっかですか。</p>
下倉委員	<p>そんなもんだと思います。</p>
小平委員	<p>下の部分が建具になっていたり、板張りにしているから全面といっても下から上全部ではないんですよ。</p>
小平委員	<p>いろいろとご意見出させていただきました。この申請に対して、修正部分をこんな風に直して良いかなどありますか。</p>
小林係長	<p>先ほど出ました、白壁塗りという言葉を確認して、もし漆喰塗ということであれば、そうしてもらいたいということを確認して、とりあえず今回の申請は許可をして、もし、解体修理をするというような時には、塗り壁の漆喰でやってほしいというような要望・指導になります。よろしいでしょうか。</p>

(一同同意)

鵜飼課長	実績報告書を出してもらわないといけない。その時には内容とか、どうやりましたという検収して実績報告書を出してもらって審議会で報告をしないといけないので。
小平委員長	今言われたような事は、きちっと指導事項として、文書でやりたいと思います。 今回の修正の意見としては、白塗装と書いてある部分を、表面は白漆喰で補修してもらおうという内容でよろしいですかね。 (一同同意) それでは審議会ではそういう意見を決定し、認可の方向でよろしいですか。 (一同同意)
下倉委員 鵜飼課長	市のほうの補助はないということですか。 市の方では出さないことになりました。市の方も結局補助は上限があって100%は無理なんです。なので、ここは上手にやったということです。それと併せてもう一つ審議していただく方は、市の文化財の予算も苦しかったですが、補助金の対象となっていますのでよろしくお願いします。
会田委員 小林係長	なんという補助金ですか。 過疎地域活性化…詳しい名称はこの場ではわかりません。(正式には過疎地域等自立活性化推進事業)
会田委員 鵜飼課長	文科省じゃなくて… 総務省です。まちづくりの関係の事業です。
会田委員 小平委員長 小林係長 小平委員長	わかりました。 どんでん返しで、でないということはないでしょうね。 採択になったとの話でした。 許可申請につきましては許可ということできたいと思います。 次の、(2) 田沢稲荷社拝殿の現状変更申請について説明をお願いします。 (小林係長より報告・説明) 田沢稲荷神社拝殿申請について
小平委員長 小林係長	田沢区では400何万円をかけてでも、やっていきたいということですか。 私の方でも100万円の補助を出せるかどうかわからない状況でしたけれど、公民館の建て替えの積立があるのを取り崩してでもこちらをやりたいということで、区の総会でも諮られたようです。
小平委員長	これ583万ですから、補助金が出ても、消費税とか入れれば、500万円をひよっとしたら超える金額を田沢区が負担するということになりますね。もうちょっと改修の内容を聞かせていただけますか。
小林係長 小平委員長 下倉委員	私より下倉さんをお願いした方がいいかと… それではお願いします。 屋根をはがして見たいという希望を申し上げて、はがすつもりで行ったんですが、もし予算がつかなければその後はどうするんだと言われて、はがさないで、叩きながらみたというのが現状です。なので、これ以上腐りは入っているかと思うけれど、その点は壊した時にみなさんに見てもらおうという状況で、今度の雨漏りの前に、一度銅板葺きに直しています。その形が良くないし、元の形ではないような気もしますが、下地の型の復元を

せず手軽にただ上に葺いたというイメージです。屋根の下地から見ると屋根の垂木の上の野地板、又は軒先部分が腐って、かなり雨が漏って、屋根裏は傷んでいるという前提で、屋根の全面の葺き直しと、それによって軒先を持たせる跳ね木が軒桁より持出しているのですが、この先は完全に腐っています。この持ち出しをしている跳ね木そのものも、ある程度傷んでいるのではないかという前提で、屋根を全体に葺き直すための、下地の木部も作り直すということで見積もりをしました。なので、今の屋根を外して、下地からつくり直して、屋根を葺くということで、全面的に屋根の形そのものは同じにする前提でつくり直すというのが、工事の予定です。なお、下の本体部分もということでしたが、そんなに予算もないので、屋根だけにしといてくれということで、柱もそのものを見ても、土台が少し気にはなるが、周りの土を掘ってもらって土台に水が入らないようなことをすればどうかということで、それは実際してもらっています。この状況で、下から見える部分はそのまま、銅板で葺いてある下地を全部替えるということで設計をしてあります。我々は化粧垂木と言いますが、化粧垂木も部分的に傷んでいるが、屋根を取除いた後で最悪の場合は取替える話をしてあります。跳木6本で軒先端をボルトで吊るための化粧垂木6本は取替える設計をしてあります。あとは、下から見た軒天井そのものは現状のまま、修復するという形で、図面を描いて金額を出したということです。

図面で説明しますか。No.1の図面の右側が平面図、この奥に本殿があります。ページの左について、半分から右の方が、屋根を上から見た銅板で葺いてある図、左の方は銅板下の屋根裏を上から見た図になります。3ヶ所ボルトで吊るということで、その部分に跳ね木を入れるために、少なくとも3本は変えなければいけないということが書いてあります。

次のページの左上と右が現状を正面と横から見た図になります。少し濃くなって描かれているのが、鬼板と呼んでいますが、これは現状のものを使うという前提です。下の図の半分から右の図は垂木の敷設、垂木というのは、屋根の下地になる、野垂木というもので見えなくなります。これを取替えということになっています。左の部分はそれを受ける梁組の補強図面ということになります。裏甲の取り替えと書いてありますが、これが完全に腐っているというのが現状です。

3枚目の図面は横から断面にして、それを大きくした図です。左の方が、現在の下から、桁組、桁、補強の桁、その上に、跳ね木、母屋です。数字を書いてあるのが、新しく取り付けるという前提で描いています。右の方は、正面の方へ出てくる部分を描いた図になります。材料は指定してありません。できるなら、地元の材料をとすることは伝えてありますが、どれだけ調達できるか。もし指摘するならば、材料の指定をする必要があるかどうか。材木は見えなくなりますが。昔のことなので、地元の材料を使っているとは思いますが、今は地元の材料より、輸入材の方が安いということもありますし、見えなくなるものでもあるので、材料までそういった指定をするべきかご審議をお願いしたいと思います。

基本としては、見える部分の材料は、新しくしていません。ただ、化粧垂木6本だけは替えるということです。取替えた材料は古代色に塗るということで、色は合わせるよう図面には書いています。

小平委員長 下倉委員	<p>屋根の改修ということで、屋根の部分は全面新築という形になりますか。</p> <p>本当は先程も言いましたが、全部はいで見れば良かったのですが、許可にならなかった場合を考えて、叩いたりしての判断ということです。水が溜まって落ちるといった話もありましたが、軒先の先端の部分は完全に腐って波打っています。なので、相当傷んでいるだろうということで、いつ銅板を葺いたかという話もしましたが、よくわからなかった。見えない部分については材料を新しくすることで設計をしました。</p>
会田委員	<p>ちょっと教えてください。銅板の屋根は後からつけたものですか。元々こういう丸い屋根が乗っていたのですか。</p>
下倉委員	<p>これが基本なので、写真がなくて難しいですが、初代の立川さんがつくった時は、柿だったかと思うが、その後で銅板を葺いたものと思われます。いまは銅板が葺かれています。銅板も今のような上手く葺いたのではなくて、多少素人的な葺き方ということは、応急処置かなと思います。または、技術がそこまで無かったのかと思いますが、もし昔の柿葺きであれば、丸くなっている部分が角ばっている。そこは雨漏りしたので予算に合わせて適当に葺いたかなと思われる葺き方です。今回、もしするならば、柿で葺いただろうと思われるような形にしたいということで、このような設計になっています。</p>
小平委員長 下倉委員	<p>最終的な外観は銅板で葺いてある形になるのですか。</p> <p>銅板で葺くということで、お伝えしています。</p>
小池委員 下倉委員	<p>初歩的なことですが、先ほど材木の話がありましたが、材は何ですか。</p> <p>見えない所ですが、多分杉か松じゃないかと思います。今は4本の柱と横材の部分にケヤキを使ってあります。垂木の部分は地元の松と思われます。</p>
名取委員 下倉委員	<p>一番見えるのは色を塗るにしても垂木の部分ですか。</p> <p>化粧垂木6本ですが、その意味は、その上に力がかかるのでボルトで吊る工法にしたいが、その垂木が腐っているので、その部分だけ替えるということです。他の部分は多少腐っていても、影響がなければ替えないということが前提です。屋根を取ってみて本当に悪ければ替えなければならない。</p>
名取委員	<p>では、力の加わるのだから、杉みたいな柔らかいものでなくて、松のようなものを昔も使っていたらどうから、当然、松ならば地元のものとなりますよね。それは言わなくても、力の関係で杉を使うなんてことはないということでしょうか。</p>
下倉委員	<p>そういうようには伝えてあります。できるなら、同じ材質のものに替えてもらいたいと伝えてはありますが、外してみないとわかりません。</p>
浦野委員 下倉委員	<p>屋根がうまくRがついていますが、これはどのように。</p> <p>やり方は2つあります。板でなくて垂木を曲げる場合と、垂木を曲げた加工をする場合があります。昔の場合なら多分形につくってあったらと思う。今の技術なら曲げてみてもできる。ただ、これが職人の技術で一口にこうしろとはやり方がたくさんあるので言えません。</p>
小平委員長 名取委員	<p>いいですか。自由に意見を出していただいて。</p> <p>銅板の葺き方ですが、今の屋根は応急的ですが、出来上がったのは神社造りの銅板葺きの基本があってそれに合わせるということですか。</p>

下倉委員	そういう設計をしてあります。周りの建物に合わせるという指示はしてあります。
浦野委員	はがしてみても、本来直すべきでない所の腐りが進行していた場合、それ以上悪化しないような薬剤での処理などはありますか。
下倉委員	やり方はあります。そうやるのと材木を替える方法がありますが、みていないので、最悪の時にはみんなで協議するというようにしてほしいと伝えてあります。
小平委員長	文化財的な価値と今回の改修との関係で、なにかお聞きになりたいことはありますか。
小林係長	田沢区さんもかなり無理をして修理をするようですので、なんとか少しでも補助をと思っています。
会田委員	心配ですね。屋根をはがしてみたら大変なことになっていたとか。
下倉委員	腐食部分があっても、土台の部分から直すということがなければ予算で出来ると思います。
名取委員	区民の方が神様のお屋敷ということで、しっかりとしたものをつくりたいということですから、これだけお金がかかってもしたいということで、区の方の意向を尊重したいとは思っています。
小平委員長	内容的には現状変更の申請ですが修復という内容ですので、みなさんご異議なければ申請どおり、許可ということによろしいでしょうか。 (一同同意)
小林係長	報告事項・協議事項は以上になりますが、事務局の方からは何かありますか。 報告事項には載せられませんでしたが一昨日、柏原でカモシカが死んでいるということで、滅失処理を致しました。国の天然記念物ですのでご報告いたします。
小平委員長	ほかにありますか。
小池委員	2年程前になるかと思いますが、諏訪鉄山の関係で雨漏り日陰の湯の指定の件はどうなりましたか。
小林係長	水質と植物の調査を今年も名取先生に一度行っていただいています。
名取委員	今年度ですが行ってきました。ただ、細かい植生リストなどはまだ作ってありません。もう少し細かくということになればすぐに出さなければいけないとは思っています。
小池委員	進行中ということですね。
小林係長	はい。
小平委員長	その他の事項で、何かありますか。
小林係長	こちらからはありませんが、みなさんの方でありましたら。
会田委員	よろしいですか。皆さんのご意見をいただきたいのですが、茅野市に在住の方で、地元でつくられたカメラのコレクションが200点、いわゆる産業文化財と言いますか。そういったコレクションを市では引き取ってくれないかという話が個人的にありました。茅野市の在住の方なので、茅野の皆さんのご意見をお聞きしたいのですが、そうした文化財の指定には遠い、新しいものを、将来を考えた時に日本の精密のひとつの象徴であるカメラで、地元のカメラやそれにまつわる機械が200点だそうです。これはここで諮ってどうのということではないですが、そういうものに対するお考え

小平委員長	をお聞きしたいのですが。カメラは地元の国産のものが主で、ライカなどの高額や名品のコレクションとは違うそうです。
会田委員	現状では市で預かる、あるいはここで言うと総合博物館などで有効活用ということでしょうか。
名取委員	総合博物館でしたら、ジャンルは問わずに収集して行って良いと思いますが、機械物で、古い民俗資料とは違うものなので、対象外ですということもあると思います。今は建造物でも50年経てば文化財に指定されていく時代になってきています。今、将来を見据えて、こういうものがつくられていたという産業遺産・産業考古学の収集が始まっています。今はともかく、茅野市が預かって将来に活用する布石とするくらいしか今はないと思います。普通はそういうものを集めている専門の博物館等でしか引き取りませんよね。
会田委員	体積にしたらどのくらいになるでしょうか。
教育長	ロッカーにして1つくらいではないでしょうか。8mmの映写機もあるようですから、それは大きいです。これはどこの博物館も持ち込まれて困っているもののひとつだと思います。良い例で、岡谷では昔の映写機が寄贈されて、大変ですがフィルムと一緒にだったので、貴重な資料として受け取りました。そう考えると、博物館では将来必ず役立つとは思いますが。
教育長	今、茅野市の子供たちが「子ども科学クラブ」というものを立ち上げて活動し、市民研究員制度としえ大人の人たちも自然科学に関する活動を行っています。近年の子供たちに科学への興味・関心を持たせるひとつの手段として、全国的なある意味ブームとなっていることとして、写真が写る原理があります。小学生にも分かりやすいとして、きっかけづくりに役立っています。なので、私個人的には博物館へ寄贈していただければ、役立つのではないかと思います。
小平委員長	博物館の方へ相談を持って行くということによろしいでしょうか。
鵜飼課長	博物館の方は私が所管していますので、係長の方へお話をさせていただきます。寄贈していただく気持ちも確認したいと思いますが、博物館資料としていただくということです。実際、子供たちが組み立てたり、分解したりということが出てくると思います。ただ飾っておくためにいただくのでは意味がないと思いますので、子供たちの学習に使わせていただくので、壊れてしまうこともあると思いますので、大事にすることは前提ですが、そうしたことをご了解していただけるなら、嬉しいと思います。博物館の方で受け入れさせていただければ、受け入れさせていただきたいと思いません。
会田委員	係長さんにお任せしますので、お願いします。
小平委員長	6. その他 その他になにかこの機会にという方はいますか。 (出されず)
鵜飼課長	7. 文化財課長のあいさつ
小池副委員長	8. 閉会のあいさつ
	11時30分審議終了

